特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
17	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

田上町は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

田上町長

公表日

令和6年4月30日

[平成31年1月 様式2]

T 関連情報

_L 関連情報					
1. 特定個人情報ファイルを取り扱	5事務				
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務				
②事務の概要	新型インフルエンザの予防接種に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。				
③システムの名称	中間サーバー				
2. 特定個人情報ファイル名					
予防接種情報ファイル					
3. 個人番号の利用					
法令上の根拠	・番号法第9条1項 別表第1の93の2項・番号法第19条第6号(委託先への提供)				
4. 情報提供ネットワークシステムに					
①実施の有無	<選択肢>				
②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番号115の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番号115の2				
5. 評価実施機関における担当部署					
①部署	保健福祉課				
②所属長の役職名	保健福祉課長				
6. 他の評価実施機関					
なし					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利	用停止請求				
請求先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田3070番地 田上町 総務課 0256-57-6222				
8. 特定個人情報ファイルの取扱い	に関する問合せ				
連絡先	959-1503 新潟県南蒲原郡田上町大字原ケ崎新田3070番地 田上町 総務課 0256-57-6112				

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上				
	いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点				
2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和6年4月1日 時点				
3. 重大事故						
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果 しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価	画書の種類		
	項目評価書] 施機関については、それぞれ重	点項目評価書又は全項	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 預目評価書において、リスク対策の詳細が記載
2. 特定個人情報の入手(情報提供	ネットワークシステムを通じ	た入手を除く。)	
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限 のない職員等)によって不正に使用され るリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱い	の委託		[]委託しない
委託先における不正な使用等のリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や	情報提供ネットワークシステム	を通じた提供を除く。)	[]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへ の対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムと	の接続	[]接網	読しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対 策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策 は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リス クへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[〇] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和3年7月28日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型インフルエンザ感染症にかかる予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和3年7月2日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会のみ)・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条1項 別表第1の93の2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和4年2月25日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務	新型インフルエンザ感染症にかかる予防接種事務 新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	新型インフルエンザの予防接種に係る予防接種事務 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管理し、他市町村へ接種記録の照会・提供を行う。	事後	
令和4年2月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第9条1項 別表第1の93の2項 ・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接種記録システムを用いた情報提供・照会の み) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第9条1項 別表第1の93の2項 ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二	番号法第19条第8号 別表第二	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用	・番号法第19条第5号(委託先への提供)	・番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	
令和4年4月1日	IIしきい値判断項目 1、対象人数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和4年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数	令和3年4月1日	令和4年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	
令和5年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 2、取扱者数	令和4年4月1日	令和5年4月1日	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシス テムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番号115の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番号115の2 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び 情報を定める命令 (情報提供の根拠) 第59条の2 (情報照会の根拠) 第59条の2	番号法第19条第8号 別表第二 (別表第二における情報提供の根拠) 項番号115の2 (別表第二における情報照会の根拠) 項番号115の2	事後	
令和6年4月1日	Ⅱしきい値判断項目 1、対象人数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	
令和6年4月1日	IIしきい値判断項目 2、取扱者数	令和5年4月1日	令和6年4月1日	事後	